

(公表用)

## 岩手県福祉サービス第三者評価の結果

### ①第三者評価機関名

社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会

### ②施設・事業所情報

|   |                             |
|---|-----------------------------|
| 施設名称:一関藤の園                                | 種別:児童養護施設                   |
| 代表者(職名)氏名:園長マウエル・クリスタ                     | 定員 51 名・利用人数:48 名           |
| 所在地:岩手県一関市山目字館 2-5                        |                             |
| TEL:0191-23-1544                          | ホームページ:www.fujinosono.or.jp |
| 【施設・事業所の概要】                               |                             |
| 開設年月日:昭和 37 年 5 月 15 日                    |                             |
| 経営法人・設置主体(法人名・理事長名等):社会福祉法人ふじの園(理事長 中西秀吉) |                             |

i 職員数 ( )には非正規職員を記入

| 区 分               | 計        | 男       | 女        |
|-------------------|----------|---------|----------|
| 常勤職員数※週 40 時間程度勤務 | 29( 3 )  | 8( 0 )  | 21( 3 )  |
| 非常勤職員数※短時間勤務      | 11( 11 ) | 3( 3 )  | 8( 8 )   |
| 計                 | 40( 14 ) | 11( 3 ) | 29( 11 ) |

ii 職員種別と形態 (追加・変更可)

| 職名     | 正規職員 | 非正規職員 | 兼任兼務 | 計  | 職名    | 正規職員 | 非正規職員 | 兼任兼務 | 計  |
|--------|------|-------|------|----|-------|------|-------|------|----|
| 施設長    | 1    |       |      | 1  | F S W | 1    |       |      | 1  |
| 副園長    | 1    |       |      | 1  | 看護師   |      | 1     |      | 1  |
| 事務員    | 1    |       |      | 1  | 学習指導員 |      | 2     |      | 2  |
| 児童指導員  | 9    |       |      | 9  | 栄養士   | 1    |       |      | 1  |
| 保育士    | 9    | 3     |      | 12 | 調理員   | 3    | 1     |      | 4  |
| 保育士助手  | 1    | 1     |      | 2  | 宿直専門員 |      | 3     |      | 3  |
| 個別対応職員 | 1    |       |      | 1  |       |      |       |      |    |
| 心理担当職員 | 1    |       |      | 1  | 計     | 29   | 11    |      | 40 |

### ③理念・基本方針

#### ○基本理念「祈りと感謝の心」

私たちは、キリストの愛の精神に基づき、子どもの生命と人権を守り、自己実現と自立のために継続的な養育を通して子どもの最善の利益の実現をめざします

#### ○養護方針

私たちは、日本国憲法、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法の精神を尊重しキリスト教の理念である愛と平和と平等をもとに子どもの育ちを保障し次に掲げる養護方針を実践します

- (1) 私たちは、家庭的養護と子ども一人ひとりのニーズに応じた養育をおこないます
- (2) 私たちは、子どもの発達を保障し自立支援の充実につとめます
- (3) 私たちは、子どもの心身の回復をめざした支援をおこないます
- (4) 私たちは、家族との信頼関係を築き連携・協働した支援をおこないます
- (5) 私たちは、継続的な支援と連携アプローチによる支援をおこないます
- (6) 私たちは、ライフサイクルを見通した支援をおこないます

○養護目標（めざす子ども像）

自己実現のために個性や可能性を最大限に発揮して未来を切り開く子ども

- (1) 『ありがとう』と言える子どもの育成  
(素直に感謝の気持ちを表現できる子ども)
- (2) 『ごめんなさい』と言える子どもの育成  
(素直に自分のおこないを振り返ることができる子ども)
- (3) 『お願いします』と言える子どもの育成  
(良好な人間関係を築くことができる子ども)

④施設・事業所の特徴的な取組（サービス内容）

- ・キリスト教（カトリック）に基づいた人間愛を基調とした施設運営を心掛けており、児童の円満な人格形成が図られるよう養育・支援に努めている。
- ・ユニット制による養育・支援が3年を経過し家庭的な雰囲気の中で職員と児童の関係も深まってきた。一人ひとり児童の自立に向けてより良い養育・支援のあり方を、若い職員も多いが模索しながら実践している。
- ・地域との交流や地域貢献について、岩手あんしんサポート事業や一関市との福祉避難所の協定など地域に貢献できる施設でありたいと願っている。
- ・年間を通してボランティア行事や招待行事、食品をはじめ様々な物資の支援がある。感謝することを忘れないようにしている。

⑤第三者評価の受審状況

|               |  |
|---------------|--|
| 評価実施期間        | 平成 27 年 6 月 20 日（契約日） ～<br>平成 29 年 2 月 21 日（評価結果確定日） |
| 受審回数（前回の受審時期） | 6 回（平成 27 年度）  |

⑥総評

◇ 特に評価の高い点

○ 子どもからの相談や意見の積極的な把握と組織的な対応

子どもからの意見や要望については、「要望等対応マニュアル」にその手順等を定め、迅速に対応している。特に、子どもの日々の何げないつぶやきについても「要望ノート」で積極的に受け止め、その要望等については、担当レベル、ユニットレベル、施設レベルで迅速に対応している。要望等の受付件数が 260 件（平成 27 年度）に及んでいることから、施設として積極的に対応している姿勢が窺われる。また、意思の表出が弱い子どもについては、生活状況に目を配りながらストレスの度合い等を見極めて対応するなど、施設全体で子どもたちの心に寄り添った質の高い養育を展開していることが評価できる。

◇ 改善が求められる点

○ 職員の就業状況の改善に向けた仕組みの構築

職員の意向は、アンケートや施設長による年 2 回の定期面談で把握されている。福利厚生団体への加入や退職共済制度への加入など、ここ数年で効果的な改善が実施された。職員の就業状況は、月間勤務予定表及び週間業務予定表で調整、管理する仕組みである。職員は、ユニット単位に 4 人程度が配属され、宿直を含んで 24 時間体制の支援・見守り体制がとられている。職員は、概ね週 40 時間を勤務する正職員と 30 時間勤務するパート職員に大別される。週休は週に 2 回程度確保されるシフト

であるが、宿直の前後に半日休を組み込む調整がなされており、連続した週休を割り振ることが難しいため、宿直専門員の活用や計画的な有給休暇を組み込むなどの工夫を行っている。  
このように仕事と生活の両立を実現するには課題があるものの、働きやすい職場づくりへの努力が行われている。すでに人員体制に関する計画が策定されていることから、これらの取組に若手中堅職員の発案や参画を得て採用活動を行うなどの検討を促したい。また、次世代育成支援対策基本法による行動計画の策定も今後の目標になる。

#### ⑦第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回が7回目の受審となりましたが、受審するたびに新しい学びや気づきの機会となっています。  
今回の受審では、「養育・支援の質に向けた組織的な取組」や「子どもからの相談や意見の積極的な把握と組織的な対応」、内容評価においても「子ども一人ひとりに対する組織的な支援体制の構築」を特に評価の高い点として評価して頂きました。キーワードは、「組織的」ということであり、改めて組織的な対応が求められていることを認識することができました。また、改善が求められている点として、「職員の就業状況の改善に向けた仕組みの構築」、「子どもの安全対策」、「家庭支援専門相談員の役割の明確化と退所後の継続的な支援」が挙げられました。いずれの項目も長年の課題であることから、改善に向けた取組みを確実に進めていきたいと考えています。  
私たちは、「自己実現のために個性や可能性を最大限に発揮して未来を切り開く子ども」を養護目標に掲げています。子どもたちは大きな可能性を秘めています。その可能性を引き出せるように、さらにブラッシュアップしていきたいと思えます。

#### ⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する

## 第三者評価結果【一関藤の園】

### 評価対象I 養育・支援の基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

|  |                                   |         |
|--|-----------------------------------|---------|
| I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。  |                                   | 第三者評価結果 |
| 1  | I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。 | a       |
| <p>評価者コメント1</p> <p>法人・施設の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、子どもや保護者等への周知が図られている。「キリストの愛と光によって導かれた子どもたちの尊厳と幸福を目指します。」を社会福祉法人の理念とし、その下に基本方針、経営の原則を定めている。また、「祈りと感謝の心」を施設理念としている。職員や子どもに対する理解を促進する取組としては解説書面を作成している。「愛と光」を希望に置き換えて説明するとともに、「尊厳」を「一人ひとりの命が大切にされ、かけがえのない存在である」と解説、私たち(法人・施設)は「子どもたちを温かく包み込み、自分らしく幸せに生きていけるように支える」と理念を説明している。施設理念「祈りと感謝の心」についても同様に分かりやすい説明を付している。理念等は平成19年に法人の歴史を踏まえて制定し直し、子どもや保護者、職員向けの解説は22年度に定められた。子どもの養護に関する方針や目指す子ども像(養護目標)はこれらとは別に明文化しており、その内容は適切といえる。理念等はホームページや保護者及び子ども向けのパンフレットに記載されるとともに、職員に対しては朝礼における唱和や園内研修によって周知が図られている。</p> |                                   |         |

#### I-2 経営状況の把握

|   |   |         |
|---|---|---------|
| I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。   |   | 第三者評価結果 |
| 2   | I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。 | a       |
| <p>評価者コメント2</p> <p>施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。社会福祉法人改革を踏まえたガバナンスの見直し、地域公益活動の推進が強く意識され、改革の目的が具体的に把握されている。岩手県家庭の養護推進計画を踏まえ平成25年の施設の建替えから小規模グループケア(本体施設ユニット形態)及び地域小規模施設1か所の体制に移行するなど、政策動向を分析した上での対応がなされている。再生可能エネルギーの導入、水を使わないエコトイレの活用など省エネルギーとコスト削減、それらの効果などもデータとして把握している。子どもの受入要請については、原則断らない方針で臨み、利用率は高水準である。職員は一関市地域福祉計画の委員に参画するなど、地域の福祉動向についても把握・分析できる立場にある。</p>                            |   |         |
| 3   | I-1-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。         | a       |
| <p>評価者コメント3</p> <p>経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。直近の経営課題のトップは、職員の確保及び定着と分析している。これは、地域小規模施設の物件確保と本園定員の削減を長期的な経営課題とする一方、地域公益活動や里親支援担当、個別対応担当などの専門性の拡大を図っていくことを目指しているためであり、積極的な課題形成になっていることが分かった。今回の第三者評価の受審が7回目になるなど、自己評価の取組が定着する中、潜在的な課題とともに将来に向けた開拓的な課題にも目が向けられている。第三者評価結果の活用はもとより訪問調査時の評価調査者のコメントを議事録にまとめるなど、問題点の把握に努めているほか、評価結果は理事会等で共有がなされ、事業報告書にも収録するなど、経営課題を明確にする取組が機能している。</p> |   |         |

#### I-3 事業計画の策定

|   |                                       |         |
|---|---------------------------------------|---------|
| I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。   |                                       | 第三者評価結果 |
| 4   | I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。 | a       |
| <p>評価者コメント4</p> <p>経営や養育・支援に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。平成28年を始期とする第3次中長期事業計画が運用されている。計画の柱は、養育・支援の体制を本園定員24名の小規模グループケア(ユニット)と地域小規模施設3か所18人とする平成41年度までの長期目標の推進となっている。また、一関市地域福祉計画との整合性を図るとしており、ボランティアや探検学習の受入、相談窓口の設置、福祉避難所の受入など、地域における法人と施設の貢献を拡大する内容となっている。計画の体系は①職員・利用者・地域の満足を図る施設づくり ②養育・支援の仕組みづくり ③職員の生きがいを高める職場づくり ④地域の福祉ニーズに応える施設づくりとしており、この体系がビジョンの柱になっている。年度別人員計画や生活困窮者支援、災害派遣福祉チームへの参画など具体的な取組はすでに着手済みである。また、施設整備計画を年度ごとに示したうえで、31年度までの収支計画を年度ごとに作成している。計画の見直しは単年度ごとに行う、進捗状況をチェックすることを定め、経営課題の解決、養育支援の質の向上に向けた具体的内容となっている。</p> |                                       |         |

|  |   |         |
|--|---|---------|
| 5  | I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。                | b       |
| <p>評価者コメント5</p> <p>単年度計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分でない。<br/>28年度計画は、第3次中長期事業計画の開始年度であり、事業の体系、項目は中長期計画と同一である。業務の優先順位は、前年度末の職員ワークショップの結果として、重要度、緊急度を示している。取組の内容は、重点施策項目の「施策の展開」として記述している。その内容は、実行可能なものだが、実施水準を表す指標が具体的に示されていない。例えば実習生を毎年50名受け入れているが計画書には具体的な記載はない。事業報告書に記載する主要な施策については、予定数を記載するなど年度の業務量を推測できるようにする必要がある。</p>  |   |         |
| I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。   |   | 第三者評価結果 |
| 6  | I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。 | a       |
| <p>評価者コメント6</p> <p>事業計画の策定と実施状況お把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。<br/>単年度計画は、中長期計画に包含されているとの考え方であり、毎年度行う施設の自己評価や第三者評価の受審結果を踏まえ、毎年度見直した結果がその年度の事業計画となる仕組みである。業務の重要度、緊急度は職員ワークショップによって優先順位が視覚的にも分かるような表として整理されている。会議や行事の実施、実習やボランティア、招待行事、視察等の受入等は、職員業務分担や委員会の業務分担によって進められることになっており、養育を優先する姿勢に基づいた調整が図られている。年度業務は重点施策の単位に自己評価を行い課題を整理している。また、第三者評価の結果や職員の研修状況、子どもに関する施設の活動結果を時系列にまとめ、職員の理解を助けている。</p> |   |         |
| 7  | I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。             | b       |
| <p>評価者コメント7</p> <p>事業計画を子どもや保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。<br/>保護者や地域向けにはホームページや広報紙によって事業計画が周知され、理解を促す取組がある。子どもに対しては、「せいかつのしおり」を配布し、基本理念や養育の目標を示し、分かりやすく解説しているほか、子ども自治会などで解説に努めている。「せいかつのしおり」は日々の暮らしの日程、行事予定、施設としての大事にしている養育の取組などを記述している。しかし、しおりの文章のレベルは中学生以上の読解力が必要と思われる、小学生については、さらに理解しやすい言葉を選ぶよう検討が求められる。また、中長期的に法人施設が目指す目標が表現されていないので、さらなる工夫が期待される。</p>                                |   |         |

#### I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

|  |  |         |
|--|--|---------|
| I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。   |  | 第三者評価結果 |
| 8  | I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。           | a       |
| <p>評価者コメント8</p> <p>養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。<br/>今回の第三者評価の受審が7回目であり、またここ4年は連続受審しており、組織的な取組が行われている。施設による自己評価と第三者評価の結果を中期計画の見直しや支援マニュアル等の改訂に反映する取組が定着しており、質向上の取組が機能している。職員の業務分掌には自己評価の担当分野を明示して分担しているほか、5回にわたる職員会議のほか、第三者評価検討会議として6回にわたり自己評価や改善事項を検討するとともに、経過も記録し、回覧により職員間での情報共有も図っている。</p> |  |         |
| 9  | I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。 | a       |
| <p>評価者コメント9</p> <p>評価結果を分析し、明確になった施設として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。<br/>サービス向上委員会を今年度から設置して職種やグループケアユニットが横断的に検討できるよう工夫を加えた。今後の支援向上の課題をスーパービジョンや職員の働き甲斐の充実、子どもとの信頼関係の深化、子どもと接する時間の確保などととらえており、子どもの最善をとらえた課題意識も明確だ。改善計画は中期計画の見直しとして整理しており、計画の実効性を確保している。</p>                                  |  |         |

## 評価対象II 組織の運営管理

|  |  |          |
|--|--|----------|
| <b>II-1 施設長の責任とリーダーシップ</b>   |  |          |
| <b>II-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。</b>   |  | 第三者評価結果  |
| 10   | <b>II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。</b> | <b>a</b> |
| <p>評価者コメント10</p> <p>施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。施設長の役割は管理規程や職務分掌で明確にされ、年3回発行する広報紙等で理念や基本方針、施設経営の重点などを表明している。中長期計画では評価の検討に基づきながらビジョンを設定し、業務の優先順位を判断するなどリーダーシップを発揮している。職員会議では園長所感を発表し、理念等の基本を解説しているほか、業務管理では園長不在時の指揮を副園長以下の職員に委ねられる体制を作っている。</p>  |  |          |
| 11   | <b>II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</b>     | <b>b</b> |
| <p>評価者コメント11</p> <p>施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。法人・施設では法令遵守規程及び要項を制定し、基本的なルールを明確にしているほか、職員のコンプライアンスチェックシートを導入し9月に実施したところである。一方、コンプライアンスに関する周知の取組として、時事的なテーマを新聞の切り抜きなどを配布して理解を促しているが、環境配慮や消防等、生活に関連した法令の改正に応じた周知などでは、ユニットを単位とした交代勤務となっていることから職員への周知徹底が時間的にも難しく、課題を残している。コンプライアンスの取組は法令遵守に止まらず一般道徳や望ましい行動を行うという広い意味が含まれており、過度な労働やハラスメントの予防の観点からも継続的な啓発の仕組み作りが求められる。</p> |  |          |
| <b>II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。</b>   |  | 第三者評価結果  |
| 12   | <b>II-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。</b> | <b>a</b> |
| <p>評価者コメント12</p> <p>施設長は、養育・支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に十分な指導力を発揮している。平成19年度に初めて第三者評価を受審して以降、20年度、22年度、25年度以降は毎年度受審しており28年度が7回目となった。養育支援の質の向上の取組は、26年度に定めた養育指針は27年度に改訂したほか、自立支援策定マニュアル、プライバシー保護、学童標準ユニットマニュアルなど、小規模グループケアの改善に指導力を発揮している。面談やアンケートによって職員の意向も把握した上で業務を分担し、職員が業務の実施方法を見直す仕組みを機能させている。外部のスーパーバイザーの導入やボランティアによる学習支援も行われるようになった。</p>   |  |          |
| 13   | <b>II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</b>   | <b>b</b> |
| <p>評価者コメント13</p> <p>施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。太陽光発電システムの導入や水を使わないエコトイレの整備などによって、環境負荷に配慮しつつエネルギーコストの低減に努めている。県内の児童養護施設における光熱水費の比較、5か年にわたる光熱水費の増減、月別の光熱水費の増減等のデータが把握されている。一方、職員の退職などにより職員配置計画が達成されていないなど、職員体制の確保、働きやすさの点で、効果を欠く点が散見されている。子どもに与える職員の影響の重大性を考え、安易な採用に走らない姿勢を堅持しているが、経営改善の基礎となる人員配置の実現に向けて、一歩踏み込んだ工夫が必要である。</p>  |  |          |

## II-2 福祉人材の確保・育成

|  |  |          |
|--|--|----------|
| <b>II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</b>  |  | 第三者評価結果  |
| 14   | <b>II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</b> | <b>b</b> |
| <p>評価者コメント14</p> <p>施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。</p> <p>職員の確保、定着については、ユニット単位に子ども4人に職員1人を配置する第3次中長期目標を掲げ、人事管理計画を策定したが、退職者の補充が追い付かず、現段階では目標達成に至っていない。これまで課題としてきた看護師と心理療法職員を配置については達成できたが、今後は個別対応職員や家庭支援専門相談員などの専門職員の兼務の解消を目指している。給与改善や嘱託職員の正職員への登用、育児休暇の取得奨励など職員処遇の改善努力もなされている。職員の平均在職年数が11年であり、20歳代後半から30歳代の若手・中堅層の厚みが強みとも言えるが、40歳代の支援職員が薄く施設における最優先課題として、様々な施策を講ずる必要がある。</p> |  |          |

|   |  |         |
|---|--|---------|
| 15  | II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。                        | b       |
| <p>評価者コメント15<br/> 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。<br/> 平成22年度から導入した人事考課制度は、現状では職員面談の内容を残しているものの職務成果等を評価できる取組とはなっていない。職員処遇の評価・分析では、採用後3年間で嘱託身分とする方針を改め、正職員登用を図るなどの取組や被服費の支給、改善があった。給与規程は直近3年間で7度の改正を行っており、職員の意見や国の支援策を反映したものとなっている。昨年度受審時には「求められる職員像等」に関する文書が複数あったが、28年度から記述が整理統一し基本方針を定めたことは、総合的な人事管理に際して意義ある改善となった。</p>   |  |         |
| II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。   |  | 第三者評価結果 |
| 16  | II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。      | b       |
| <p>評価者コメント16<br/> 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。<br/> 職員の意向は、アンケートや施設長による年2回の定期面談で把握されている。福利厚生団体への加入や退職共済制度への加入など、ここ数年で効果的な改善が実施された。職員の就業状況は、月間勤務予定表及び週間業務予定表で調整、管理する仕組みである。職員は、ユニット単位に4人程度が配属され、宿直を含んで24時間体制の支援・見守り体制がとられている。職員は、概ね週40時間を勤務する正職員と30時間勤務するパート職員に大別される。週休は週に2回程度確保されるシフトであるが、宿直の前後に半日休を組み込む調整がなされており、連続した週休を割り振ることが難しいため、宿直専門員の活用や計画的な有給休暇を組み込むなどの工夫を行っている。このように仕事と生活の両立を実現するには課題があるものの、働きやすい職場づくりへの努力が行われている。すでに人員体制に関する計画が策定されていることから、これらの取組に若手中堅職員の発案や参画を得て採用活動を行うなどの検討を促したい。また、次世代育成支援対策基本法による行動計画の策定も今後の目標になる。</p> |  |         |
| II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。   |  | 第三者評価結果 |
| 17  | II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。                 | b       |
| <p>評価者コメント17<br/> 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。<br/> 法人・施設の理念、基本方針、養育方針、目指す子ども像、求められる職員像を定めるとともに、27年度には人材育成教育研修計画を定めた。施設長面談を年2回行い、職員一人ひとりの意向や仕事の目標を話し合う仕組みが構築されている。これらは、次年度の施設研修計画に反映されている。一方、職種や職責、経験年数等を踏まえた職員一人ひとりの育成に関する仕組み作りは、「人事考課制度の構築」の一環としてとらえられているが、いまだこの仕組みは未整備といえる。目標管理は、職員と施設が理念や目標を共有する取組であり、両者が求める知識や技術、倫理・行動、法人施設や地域に対する貢献などの水準を確かめ、法人・施設による支援や助言を加えながら体系的、継続的にコミュニケーションを図る取組であるが、現段階では、その実施方法を明確に定めたものはなく、仕組みが十分に機能していない。今後は、人事考課の全体像の中で改めて再整理することが望まれる。</p>   |  |         |
| 18  | II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。 | b       |
| <p>評価者コメント18<br/> 施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。<br/> 28年度は研修予算を倍増するなど職員の資質向上に向けた積極的な投資姿勢がうかがわれる。また、資格取得助成金制度を定め、社会福祉士等の資格取得に際し最大10万円までを助成することにより、資格取得を促進するとともに施設に必要とされる専門資格、知識・技術等を明確にしている。職員研修計画は職員の意向や前年度の課題を踏まえ、OJT、OFF-JT(外部研修への参加)、施設内研修の体系を作成し、外部研修への公平な参加に配慮できるように研修参加履歴を作成し調整を図っている。研修に関する評価は、施設内研修については、職員の意向や時の情勢を踏まえた評価・見直しが行われるが、外部研修とOJTについては、さらなる参加者の増加が図られるよう研修内容の拡大や実施方法の見直しが必要と思われる。</p>   |  |         |
| 19  | II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。               | b       |
| <p>評価者コメント19<br/> 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分ではない。<br/> 職員が計画通りに採用されていないことから十分なOJTや外部研修に参加できる環境が作られていない。外部研修への参加は、勤務シフトの調整がつく範囲とならざるを得ない現実がある。一方、施設内研修はほぼ毎月行われ、職員の参加状況も良い。新採用や中途採用職員の職場定着を支援する取組としてOJTが効果的といえるが、個別に教育指導する取組が十分とはいえない。法人・施設の理念、方針、目標や計画に加え、標準的な実施方法が整備されるとともに、経験豊富なベテラン職員や年齢の若い中堅職員も揃っていることから、基本的なOJTの実践はいつでも可能である。OJT担当者の任命や研修全般の企画立案、評価の役割を何らかの委員会に位置づけることも一つの方策となろう。また、職員の勤務調整の幅を広げるためにはユニット間での協力・連携も必要になる。</p>  |  |         |

|  |   |         |
|--|---|---------|
| II-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。  |   | 第三者評価結果 |
| 20   | II-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。 | a       |
| <p>評価者コメント20</p> <p>実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。</p> <p>毎年度、保育士の実習を50人前後受け入れるとともに、28年度から社会福祉士の援助技術実習の受入れを行っている。実習担当者は3名が任命されており、また副担当としてユニット毎にも担当が置かれている。実習生に関する基本姿勢は、第3次中長期計画の基本目標に「地域と連携し地域の福祉ニーズに応える施設づくり」を位置づけ、これを推進する重点施策の一つとして「ボランティアや実習生の積極的な受入」を明文化してその姿勢を明らかにしている。とりわけ、4年生大学生(社会福祉士実習)の受入れを具体化する計画が、実施に至ったことは成果である。</p> |   |         |

### II-3 運営の透明性の確保

|  |   |         |
|--|---|---------|
| II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。  |   | 第三者評価結果 |
| 21   | II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。       | a       |
| <p>評価者コメント21</p> <p>施設の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。</p> <p>法人のホームページには、理念等のほか、定款、過去3か年の事業報告及び事業計画、決算書、現況報告書、第三者評価受審結果、苦情処理、要望等解決処理が公開されている。施設のページでは、子どもたちの暮らしや行事、生活のしおり、園だより(広報紙)、実習の手引き、ボランティア等支援のお願いなどが掲載されており、法人・施設が地域に向けて役割や存在意義を分かりやすく説明する内容となっている。広報紙は年3回、それぞれ500部を発行し、子どもの父兄や地域の関係者に配布している。広報紙には施設長の姿勢や子どもの様子、決算なども記載され、コンパクトに施設の情報が把握できる内容であり、運営の透明性が図られている。また、情報公開規程及び情報公開実施要領が定められ、情報開示請求に関する対応が図られている。</p> |   |         |
| 22   | II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。 | a       |
| <p>評価者コメント22</p> <p>公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p> <p>平成22年度から税務及び会計顧問を配置するとともに、直近では平成28年9月に会計管理体制に関する税理士による外部監査を受検している。監査報告書は、所轄庁に対する現況報告書に添付される。経理規程は平成26年4月から新会計基準に準拠した内容となっており、28年4月に改正を行い運用されている。子どもからの預かり金や学校等への納付金の取り扱いは、別途職員向けのマニュアルを作成し内部牽制を働かせる仕組みとなっている。小口現金は週1回以上、出納職員以外の職員が実査しているほか、法令遵守規程及び法令遵守要領を定め、「利用者との癒着禁止」「情実取引の排除」「公正な取引先の選定」「リベート要求の禁止」などを定めて、日常の運営にあたっている。</p>                          |   |         |

### II-4 地域との交流、地域貢献

|  |   |         |
|--|---|---------|
| II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。  |   | 第三者評価結果 |
| 23   | II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。         | a       |
| <p>評価者コメント23</p> <p>子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。</p> <p>第3次中長期計画では「職員・利用者・地域満足度を高める施設づくり」を基本目標に設定、「地域交流の促進と地域貢献活動の実施」を重点施策とした。特に、子どもらと友人等との交流の在り方を検討するとし、平成20年度作成の「地域とのかかわりに関するマニュアル」を28年度に見直し、子どものスポーツ少年団への加入、職場体験や地域ボランティアへの参加、公共機関や買い物の工夫、子どもとその友人の交流を図書室や交流ホールで行う旨を定めて環境づくりを行っている。地域との交流では、地区の一斉清掃や廃品回収への参加、夏祭り子ども神輿、地区民運動会、地区民クリスマス会への参加交流のほか、老人ホームを訪問するなどの交流も行っている。職員は必要の都度、引率するなどの支援を行う体制をとっている。</p>  |   |         |
| 24   | II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。 | a       |
| <p>評価者コメント24</p> <p>ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。</p> <p>第3次中長期計画では「地域と連携し地域の福祉ニーズに応える施設づくり」を基本目標に設定、「ボランティアや実習生の積極的な受入」を重点施策とした。27年度実績では年間を通じた個人ボランティアが12人だが、活動の内容は英語や数学の学習支援、散髪、裁縫、野菜や食料品の寄贈、幼児の世話など多岐にわたっている。企業団体等では19団体がイベントなどで交流を広げた。食料品や文具などの物品支援は年間336件となるなど、多くのボランティアの支援を集めている。ボランティア受入に関するマニュアルは平成20年度に制定し、5度の改訂を経て、直近の見直しを28年8月に行っている。マニュアルには、受入れ方針を定めるとともに、受入れ担当者及び責任者の設置、受入れ手順等を定めている。ボランティア名簿も整備され、連絡を取りあえる体制を作っている。子どもに対しては「生活のしおり」でボランティアの受入が説明されている。</p> |   |         |



|   |   |         |
|---|---|---------|
| II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。  |   | 第三者評価結果 |
| 25  | II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。 | a       |
| <p>評価者コメント25</p> <p>子どもによりよい養育・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。</p> <p>関係機関連絡先一覧には子供が通う幼稚園から高等学校、児童相談所、県及び一関市の行政窓口、子どもが受診している医療機関、報道機関、交流のある福祉施設、障害に関する相談事業所等が整理されている。関係機関との連絡会議には、一関市要保護児童対策地域協議会、児童相談所との連絡協議会、県福祉総合相談センター、小学校、医療機関等との連絡会などがある。連絡会では、子どもの支援について具体的な話し合いが行われているなど、適切に連携している。</p>  |   |         |
| II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。   |   | 第三者評価結果 |
| 26  | II-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。                    | b       |
| <p>評価者コメント26</p> <p>施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っているが、十分ではない。</p> <p>第3次中長期計画では、「福祉避難所の指定を受ける」とか「あんしんサポート事業(生活困窮者を支援する相談や現物給付の取組)」を掲げていたが、すでに二つの取組が実施に移され、着実な進展があった。また、地域のお祭りにおける太鼓練習場として体育館を貸出す取組や地域住民とともに総合防災訓練に取組など施設機能の提供が図られている。一方、職員の専門性を生かした研修会や説明会、相談活動などは未実施であり、また中期目標にも触れられていないことから今後の計画の見直しを通じて徐々に検討を進めていきたい事項である。</p>   |   |         |
| 27  | II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。         | b       |
| <p>評価者コメント27</p> <p>地域の具体的な福祉ニーズを把握しているが、これにもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。</p> <p>「福祉避難所の指定」や「あんしんサポート事業(生活困窮者を支援する相談や現物給付の取組)」の相談員を2名位置づけており、すでに食糧支援などの活動事例が1件があった。災害の現場に要員を派遣する「岩手県災害派遣福祉チーム」のチーム員1人を養成・配置し、派遣ができる体制を作ったところだ。福祉ニーズの把握については、一関市地域福祉計画策定委員会の委員に副施設長が就任するなど、幅広い課題を把握する機会となっている。一方、民生委員等を通じて積極的に地域課題に関わりを求めていく取組はなく、「待ちの姿勢」に留まっている現状がある。職員の採用・確保が満たされていない以上、地域課題の解決に向けた取組に労力を割けない現実が横たわっている。今後は人材確保対策の進展を見て、さらなる計画の具体化を望みたい。</p> |   |         |

### 評価対象III 適切な養育・支援の実施

#### III-1 子ども本位の養育・支援

|  |  |         |
|--|--|---------|
| III-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。  |  | 第三者評価結果 |
| 28   | III-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。 | a       |
| <p>評価者コメント28</p> <p>子どもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢が明示され、施設内での共通の理解をもつための取組が行われている。</p> <p>子どもを尊重した養育や支援のあり方については、一関藤の園の基本理念、養護方針、養育方針に明示している。また、平成27年度に改定した養育指針にも子どもの「あたりまえ」の生活を保障し、子どもを家庭的な環境で養育する「家庭養護」と、一人ひとりを個別化したきめ細かな支援を実施することを明示している。さらに、子どもの権利擁護に視点を当てた基本理念や法令順守等の研修を行うとともに、職員間で支援にばらつきが生じないようにするため、養育指針に具体的な内容を書き込みながら確認し合うなどの研修も行っている。また、人権擁護・人権侵害のチェックリスト集計結果の考察によって職員の子どもの人権への配慮意識を高めるとともに、就床前にこどもの権利ノートの読み合わせを行って子どもの権利擁護に努めている。</p> |  |         |
| 29   | III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援の実施が行われている。  | a       |
| <p>評価者コメント29</p> <p>子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーと権利擁護に配慮した養育・支援の実施が行われている。</p> <p>プライバシー保護については入所のしおりや生活のしおり2016に記述され、そのことは本人や家族にも周知されているほか、平成27年度に改定した「プライバシー保護に関するマニュアル」にもプライバシー保護について明示している。また、ユニット化や年齢等に配慮しながら「被措置児童等虐待対応マニュアル」や「プライバシー保護に関するマニュアル」を定期的に見直すとともに、職員間で読み合わせを実施し内容の理解に努めている。なお、プライバシー保護の具体例として、居室への立ち入りは必ず了解を得ること、見学者は食事時間を避けながら最小限に制限すること等は当然ながら、洗濯スタンドを個別に利用させていることが特徴的な対応である。</p>                      |  |         |

|  |  |         |
|--|--|---------|
| III-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。   |  | 第三者評価結果 |
| 30   | III-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。     | a       |
| <p>評価者コメント30</p> <p>子どもや保護者等が養育・支援を利用するために必要な情報を積極的に提供している。</p> <p>子どもの入所に際しては、本人や家族に対して可能な限り事前の施設見学を要請するほか、職員が児童相談所を訪問して施設サービスの内容等についての理解を得ながら本人の不安軽減に努めている。また、入所段階ではわかりやすい表現で作成している施設サービス説明書、入所のしおり、生活のしおりなどで丁寧に説明している。特に「ふじのその生活百貨Q&amp;A」は、子どもたちの関心の高い事項や最低限のルール等が明解に記述されており、施設生活のイメージ化に効果的なものになっている。なお、プライバシー制限や個人情報開示についても説明し同意書を交わしているほか、予防接種についても承諾を得ている。</p>                                    |  |         |
| 31   | III-1-(2)-② 療育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。      | a       |
| <p>評価者コメント31</p> <p>養育・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもや保護者等にわかりやすく説明を行っている。</p> <p>養育・支援の開始にあたっては、子どもや保護者に対して施設サービス説明書により施設が提供するサービスについて説明し同意を得ている。特に、生活のしおり2016中の「藤の園生活Q&amp;A」には、子どもや保護者が施設生活をイメージしやすい具体的な対応やルール等がわかり易く記述されており、丁寧な説明がなされている。また、プライバシー制限の同意、個人情報の開示に関する承諾、予防接種の承諾についても説明し、それぞれ書面をもって同意を得ている。なお、子どもの入所に立ち会えない保護者に対しては、児童相談所と連携し家庭訪問を実施して説明を行っている。</p>                             |  |         |
| 32   | III-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。 | a       |
| <p>評価者コメント32</p> <p>養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮している。</p> <p>退所後の相談窓口等を明示した文書(「退所に向けて」児童用と保護者用)を作成し、子どもの養育・支援の継続性が保たれるようにしている。また、治療中の病気や怪我及び歯科等については出来るだけ治療を済ませた状況で新生活に送り出すように努めるとともに、健康状態や通院歴、投薬状況等の情報を「心身の状況等の引継ぎ書」で引き継いでいる。なお、退所後も生活の様子等について追跡調査し、その状況については卒園生の記録で職員に共有化されている。さらに、卒園生が気軽に施設を訪問できるようアフターケアホームを確保するとともに、帰省した卒園生と毎年野球大会を実施している。その中でも卒園生の悩みや相談等に対応し、自立した生活が維持されるよう支援している。</p> |  |         |
| III-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。   |  | 第三者評価結果 |
| 33   | III-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。           | a       |
| <p>評価者コメント33</p> <p>子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。</p> <p>施設生活に対する子どもの満足を把握するため年2回アンケート調査を実施し、その結果の集計と考察を行いながら生活の見直しを行っている。その結果は自治会にフィードバックし、さらに意見集約を行いながら対応している。子どもからの要望を反映し、地域との関わりに関するマニュアルを変更した例もある。また、月1回のホーム会議でも子どもからの要望等を聴取しており、子どもたちの意見等を日常的に受け止めることが出来る仕組みが確保されている。なお、今年から給食部会に7名の高校生、図書部会の2名の中学生をメンバーに加えたことにより、子どもの意見等が一層反映されるようになっている。</p>                               |  |         |
| III-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。   |  | 第三者評価結果 |
| 34   | III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。                 | a       |
| <p>評価者コメント34</p> <p>苦情解決の仕組みが確立され子ども等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。</p> <p>平成27年度に苦情解決事業実施要綱や苦情解決マニュアルを改正し、それに基づいて苦情等に適正に対応している。また、苦情についてはご意見箱(なんでもボックス)、手紙、電子媒体、直接申し出る等の仕組みが整備され、苦情を申し出た子どもにも秘密厳守等の配慮がなされている。なお、平成27年度は5件の苦情の申し出があり、年4回の第三者委員会を開催して苦情解決に当たったが、第三者委員による事実確認等で解決しない場合は弁護士も活用している。また、日々の子どものからの要望等を書きためた要望ノートは第三者委員も確認しており、苦情解決の仕組みが機能していることが確認できた。</p>                               |  |         |
| 35   | III-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。         | a       |
| <p>評価者コメント35</p> <p>子どもが相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを子どもに伝えるための取組が行われている。</p> <p>子どもや保護者に対し、複数の相談できる機関・団体があることを「入所のしおり」や「生活のしおり2016」で周知するとともに、施設内にポスター(困ったときは相談しよう)を掲示して周知している。また、子どもたちの日々の何気ないつぶやきは要望ノートに書き留め、職員間で共有しながら子どもたちの想いを積極的に受け止めている。なお、相談や意見を述べやすいスペースとして日常的には各ユニット内としているが、他児等から聞かれたくない場合は2か所の相談室を利用するようにしている。</p>  |  |         |

|  |  |         |
|--|--|---------|
| 36   | III-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。            | a       |
| <p>評価者コメント36</p> <p>子どもからの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。</p> <p>子どもからの意見・要望については、「要望等対応マニュアル」で相談や意見を受けた際の記録や手順及び対応策等を定めている。なお、平成22年度に改定したマニュアルが現状でも十分に機能しているため、その後の見直しは行っていない。また、子どもからの要望や何げないつぶやきについても「要望ノート」で受け止める体制が整備されており、担当レベル、ユニットレベル、施設全体レベルで速やかに対応している。平成27年度の要望件数が260件ほどであることから、こどものつぶやき等を真剣に受け止め、それぞれの段階で迅速に対応し養育サービスの向上に結び付けている姿勢が理解できる。さらに、意思の表出が弱い子どもについては、子どもにストレスがないかなど、様子を見ながら心を読むことを養育のポイントとして対応していることも評価できる。</p>   |  |         |
| III-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。   |  | 第三者評価結果 |
| 37   | III-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。   | b       |
| <p>評価者コメント37</p> <p>リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。</p> <p>これまで人的災害や自然災害への対応を協議する「防災委員会」と、あらゆるリスクに対応するリスクマネジメントを個別に対応していたが、今年度から「リスクマネジメント委員会」に統合し、他の委員会とも連携して月1回開催する仕組みが整備された。また、ヒヤリハットについては、様式等を変更し積極的に事例を収集するなどの取組に力を入れているほか、事故報告集計表を整備し、事故の状況の要因分析や対応策の妥当性等について検討している。ただし、安全確保の実施状況や実効性等についての定期的な見直しが弱いことや、ヒヤリハットの取組に対する職員間の対応にばらつきが見られることから、継続的な研修の実施が望まれる。なお、幼児9人で利用しているプレイルームの広さが十分ではないという課題や、防犯カメラの設置については死角をできるだけ無くす必要があることなどを課題として認識しているので、今後の改善に向けた取組に期待したい。</p>                              |  |         |
| 38   | III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。 | a       |
| <p>評価者コメント38</p> <p>感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する子どもの安全確保について施設として体制を整備し、取組を行っている。</p> <p>施設として「感染症対応マニュアル」を整備するとともに、看護師をリーダーとする感染症対策委員会を定期的に開催し、感染症の予防と対策に取り組んでいる。特に、感染症対策の取組状況や成果・課題等について委員会で検証し、その結果を職員間で情報共有しながら予防対策等に取り組んでいることが評価できる。また、「子ども救急医療ガイド」には症状に応じた対応や夜間救急の対応等が明示されている。さらに、子どもの入所前の予防接種の履歴について各市町村に確認し、未実施の場合は施設の負担で積極的に接種を受けさせるなど、子どもの最善の利益にも配慮している。また、各ホームで殺菌作用の高い微酸性電解水を利用し、トイレやドアノブ等を消毒して感染症の予防に努めている取組も評価できる。</p>  |  |         |
| 39   | III-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を積極的に行っている。           | a       |
| <p>評価者コメント39</p> <p>地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p> <p>災害に備え職員の緊急連絡網を整備するとともに、今年度から災害アプリを使ったメール配信システムを導入し、職員や子どもの安否確認が迅速に出来るようにした。また、「教育機関との災害時における連携・対応マニュアル」にもとづき、災害時における各教育機関との連携や対応方法を整備するとともに、本年7月には一関清明支援学校との間で災害時を想定した児童生徒の引き渡し訓練を実施し、災害時の連携強化を図った。なお、消防計画にもとづき地域住民を交えた防災訓練を毎月実施しているが、今年度はさらに市の消防団と連携した訓練を実施し、防災対策の充実を図った。また、「災害・防災食事マニュアル」にもとづき3日分の水、非常食や防災物品等を確保するとともに、それらの数量のリスト化や保管場所の明示を行い、緊急時に迅速に対応できるようにしている。さらに、今年の7月に一関市との間で「災害発生時における福祉避難所の設置運営協定書」を締結し、妊産婦や乳幼児を対象とした約30名の避難者の受入れを可能とした点も評価できる。</p> |  |         |

### III-2 養育・支援の質の確保

|  |   |         |
|--|---|---------|
| III-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。   |   | 第三者評価結果 |
| 40   | III-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。 | a       |
| <p>評価者コメント40</p> <p>養育・支援について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた養育・支援が実施されている。</p> <p>学童ユニットやプレイルーム及び地域小規模児童養護施設毎に1日の業務の流れや留意事項を明記した「標準業務マニュアル」を作成し、全職員が一定水準の養育を確保できるようにしている。また、業務手順書については子どもの動きを基本に据えるとともに、人権やプライバシーにも配慮して作成している。さらに、年1回は標準業務マニュアルの内容や留意すべきポイント等に関する研修を実施するとともに、新任職員に対しては各ユニット主任がOJT等により個別指導を行っている。なお、標準的な養育が実施されているかの検証については、園長や副園長が自治会代表者等との話し合いや、ユニット日誌の記録及び巡回等で確認している。</p> |   |         |

|   |   |         |
|---|---|---------|
| 41  | III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。             | a       |
| <p>評価者コメント41<br/> 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。<br/> 標準的業務マニュアルの見直しについては、「標準的業務マニュアルの見直しマニュアル」にもとづき年1回(原則11月)検討会議を開催し、子どもの意見や要望等も反映しながら行っている。なお、マニュアルどおりに養育・支援が実施されているかの検証方法については前述したとおりである。また、改正した内容については職員会議で共有化を図るとともに、各ユニット毎に担当職員から子どもたちにも周知している。</p>   |   |         |
| III-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。   |   | 第三者評価結果 |
| 42  | III-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。          | a       |
| <p>評価者コメント42<br/> 子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。<br/> 自立支援計画策定の責任者に主任児童指導員を据え、自立支援計画策定マニュアルや今年度改訂した自立支援計画策定フローチャートにもとづいて自立支援計画を策定している。また、自立支援会議は5月と10月に実施しており、ケース担当者や管理者のほか看護師、心理療法担当職員、栄養士、調理師など多職種の出席のもとで実施しているが、アセスメントにあたっては児童相談所と情報共有し合っているアセスメントシートにもとづいて子どもの身体状況や生活状況等を把握するとともに、子どもの強みや長所を伸ばすことにも視点を置きながら実施している。さらに、自立支援計画の評価・見直しについては6月から9月の間で段階的に実施しているが、自立支援計画作成時や変更時には子どもや保護者に説明するとともに、それぞれの意見等を反映させながら同意を得て進めている。なお、支援困難ケースについては児童相談所や保健師等と連携しながら対応している。</p> |   |         |
| 43  | III-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。                  | a       |
| <p>評価者コメント43<br/> 自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施している。<br/> 自立支援計画の評価・見直しについては、自立支援計画策定マニュアルやフローチャートに示されている時期の自立支援会議で段階的に実施している。特に、毎年10月には自立支援会議の全体会議を開催するとともに、変更事項等については全職員に共有化されている。また、急な変更等の必要性が生じた場合は直近の職員会議で検討し見直しを行っている。なお、自立支援計画の変更にあたっては、子どもや家族にその理由等を十分説明し同意を得たうえで実施しているほか、自立支援計画の終了や変更等についても自立支援計画票に適正に記載されている。これらのことから前項の評価を含め、昨年度見直しを行った自立支援計画策定マニュアルが適正に機能していることや、アセスメントと自立支援計画が連動していることが関係書面等で確認できた。</p>   |   |         |
| III-2-(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。  |   | 第三者評価結果 |
| 44  | III-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。 | a       |
| <p>評価者コメント44<br/> 子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。<br/> 子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況については、ユニット日誌、月間支援総括、育成日誌、ホーム会議録、ケース会議録等の記録を通して確認でき、自立支援計画の評価・見直しを行う際の基本情報になっている。特に育成日誌は日々の子どもの行動や、生活、健康、要望等に整理できるようになっている。また、これらの記録はパソコンネットワークシステムで繋がれており、地域小規模児童養護施設を含む組織全体で情報共有できる仕組みとなっている。</p>  |   |         |
| 45  | III-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。                    | a       |
| <p>評価者コメント45<br/> 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。<br/> 子どもに関する記録の管理のため、「利用者に関する記録の保存・保管・廃棄に関するマニュアル」、「個人情報管理規程」、「個人情報管理委員会規程」、「特定個人情報取扱規程」を整備している。また、職員から個人情報の保護に関する誓約書を徴するとともに、就業規則、個人情報管理規程、法令遵守要項等にも規定され、職員への周知が図られている。なお、今年度、「利用者に関する記録の保存・保管・廃棄に関するマニュアル」を改定し、子どもの記録についてUSBで記録することを禁止とし、さらなるセキュリティの充実を図った。また、子どもの入所時には個人情報の取扱いに関する承諾書を徴している。</p>   |   |         |

## A-1 子ども本位の養育・支援

|   |   |         |
|---|---|---------|
| A-1-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮   |   | 第三者評価結果 |
| A①  | A-1-(1)-① 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。   | a       |
| <p>評価者コメント1</p> <p>社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。子どもの養育や成長にとって何が最善なのかを職員間で違いが生じないように、自立支援計画策定過程で十分な話し合いが保障できる仕組みが整備されている。担当者がアセスメントし自立支援計画素案作成し、ユニット職員による二次アセスメント後、専門職を含めた自立支援検討会議が行われ、確定された自立支援計画を全職員へスクリーンを用いて説明する自立支援会議で共通理解のための具体的取組がなされ、かつ、日常的にユニット内で話し合い日々の養育・支援が実践されている。</p>  |   |         |
| A②  | A-1-(1)-② 子どもの発達に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。           | b       |
| <p>評価者コメント2</p> <p>本人の出生や生い立ち、家族の状況等について、子どもに知らせているが、フォローなど十分でない。子どもが自己の生い立ちを知ることで自己形成を促す取組として、乳児院訪問を行い自身の育ちを振り返る機会を定期的に行っている。乳児院では一対一の対応を行う配慮がなされ、自分の名前の由来を聞くなどの生い立ちを把握する機会となっている。今後は知らせた後にしっかりフォローできる仕組み作りが期待される。</p>   |   |         |
| A-1-(2) 権利についての説明   |   | 第三者評価結果 |
| A③  | A-1-(2)-① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。                       | b       |
| <p>評価者コメント3</p> <p>子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明しているが、十分ではない。子どもが有する自己や他者のさまざまな権利を学習する機会として、けんりノート読み合わせを小学生に行っている。また、子どもの担当職員が「聞き取り調査票」を用いて一対一の個別面談で権利について、子どもや人間の尊重についての理解を促す取組がされている。今後は、中学生・高校生の子どもの年齢・状態に応じた権利と義務・責任の関係について理解できる資料とともに話し合う機会をもつことが期待される。</p>   |   |         |
| A-1-(3) 他者の尊重   |   | 第三者評価結果 |
| A④  | A-1-(3)-① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。 | a       |
| <p>評価者コメント4</p> <p>子どもが個人の人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し共生ができるよう支援している。子どもが人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重して共生できる人間性を育むことができるよう全ユニット縦割り編成により、日々の生活の中で同・異年齢交流の機会があり、互いの権利を尊重した人間関係の構築を支援する取組がされ、リーダー的な存在の子どもが少ない傾向にはあるが、子ども同志で認め合い、関係修復できる支援を担当職員が日々の係わりの中で築き上げていることは高く評価できる。また、地域のさまざまな方々と触れ合う機会が多くあり子どもたちの人間性を養う支援の取組を限られた職員配置の中でも実施していることは、職員の「子どもの最善の利益」を考慮する姿勢がうかがえる。</p> |   |         |
| A-1-(4) 被措置児童等虐待対応  |   | 第三者評価結果 |
| A⑤  | A-1-(4)-① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。                 | a       |
| <p>評価者コメント5</p> <p>体罰等を行わないよう徹底している。虐待や不適切対応は、2～3年の間に実際起こっていないが、被措置児童虐待対応フローチャートによりケースとして①施設職員から入所児童、②入所児童から施設職員、③入所児童から入所児童と想定した対応手順が示されている。また、人権権利と人権侵害の禁止・防止・対応のためのチェックリストの活用を続けており、職員個人個人が気を付けることが結果から見える取組がされている。</p>  |   |         |
| A⑥  | A-1-(4)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。                            | b       |
| <p>評価者コメント6</p> <p>不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。ユニットによる建物構造から密室や死角がなく不適切なかかわりの防止につながり落ち着いた園内生活の雰囲気がある。職員を『先生』と呼ぶことを強要している訳でなく、ユニット内ではあだ名で呼ぶこともあるなど、ごく自然な雰囲気での呼び方となっている。ユニット内では落ち着いて勉強できる環境の確保が難しいことから、学習室として使用することができる部屋を準備し、学習を支援する担当職員を主に学習の機会が設けられている。現在は不適切なかかわりが少ないが、今後は不適切なかかわり防止を子どもに具体的に伝える取組が期待される。</p>                                  |   |         |

|  |  |         |
|--|--|---------|
| A⑦   | A-1-(4)-③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。                        | b       |
| <p>評価者コメント7<br/> 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、対応しているが、十分ではない。<br/> 施設における被措置児童等虐待の届出・通告の制度に対する対応として、被措置児童等虐待対応マニュアルが整備され、平成28年7月25日にフローチャートの見直しも行われている。現在、届出や通告を実施した例はないが、今後はフローチャートに示されているとおり、入所児童から職員、入所児童から外部機関へ相談できることや子ども自らが訴えることができることを資料配布や掲示などで周知する取組が期待される。</p>                                 |  |         |
| A-1-(5) 思想や信教の自由の保障  |  | 第三者評価結果 |
| A⑧   | A-1-(5)-① 子どもや保護者の思想や信教の自由を保障している。                                       | a       |
| <p>評価者コメント8<br/> 子どもの思想や信教の自由が保障されている。<br/> 祈ることを通して一人ひとりが大切にされ、かけがいのない存在であるという人間の尊厳追及が、基本理念の「祈りと感謝の心」であり、カトリック施設ではあるが子どもの思想・信教の自由については最大限配慮している。食事前に手を合わすこと、土曜日の礼拝、5月・8月のルルドは本人の自由意思に委ねられている。キリストの愛の精神に基づいた基本理念のもとで施設運営をされているが、養護方針や養育指針においても宗教的かかわりは見られず、子どもの権利ノートで子どもや保護者の思想や信教の自由が保障されている。</p>   |  |         |
| A-1-(6) 子どもの意向や主体性への配慮   |  | 第三者評価結果 |
| A⑨   | A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されるに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。      | a       |
| <p>評価者コメント9<br/> 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されるに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。<br/> 児童相談所からの受入れ打診があると、施設職員・担当者が児童と面会の上、施設説明を行い、受入れが決まると保護者へ施設サービス説明書を用いて説明している。ホーム内職員へ周知するとともに学校とも情報連携を行っている。さらに、何度か自宅訪問し職員の顔を覚えていただくことで、入所時に知っている人(職員)がいるという安心感を作り出すとともに、ホワイトボードに歓迎のメッセージを書き温かく迎える準備の工夫がされている。</p>      |  |         |
| A⑩   | A-1-(6)-② 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。 | a       |
| <p>評価者コメント10<br/> 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。<br/> 毎月の子どもホーム会議で各自の目標設定を行い、一人ひとりがやりたいことを自由に発言できる機会が確保されている。中学生・高校生が参加し開催する自治会では、行事の企画等を話し合う場となり、子どもたちが主体となり生活について検討する場となっている。また、日々の生活の中で職員による子どもの「つぶやき」を汲み取る要望ノートは、項目と要望対応に区分され、生の声が反映されている素晴らしい取組であり、高く評価できる。</p> |  |         |
| A-1-(7) 主体性、自立性を尊重した日常生活   |  | 第三者評価結果 |
| A⑪   | A-1-(7)-① 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。      | a       |
| <p>評価者コメント11<br/> 日々の暮らしや余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。<br/> 子どもたちが自らの生活を主体的に営むことができるようにスポーツ少年団(野球)加入や、寄贈されたピアノを習う機会が設けられている。中学生以上はクラブ活動があり、試合には小学生等も応援観戦に出かける機会がある。また、先輩の話を聞く機会として、お盆帰省の野球大会が恒例で実施され、子どもの自立へ向けた新しい体験や自己肯定感を高める取組が行われている。</p>                                     |  |         |
| A⑫   | A-1-(7)-② 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。                     | a       |
| <p>評価者コメント12<br/> 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。<br/> 小遣いに関するマニュアルに基づき、小遣い帳に子どもが記入し金銭感覚を身に付ける仕組みが整えられている。レシートが発行されない自動販売機や高校購買部での購入品は、自己申告し残高を確認している。携帯電話料金については本人又は保護者口座から引落されるようケース毎に話し合いの上、決められており、子どもの発達段階に応じた金銭管理や使い方を習得することにより、経済観念が身に付く支援が行われている。</p>                             |  |         |

|   |  |          |
|---|--|----------|
| <b>A-1-(8) 継続性とアフターケア</b>   |  | 第三者評価結果  |
| A⑬  | <b>A-1-(8)-① 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。</b>       | <b>b</b> |
| <p>評価者コメント13<br/> 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っているが、十分ではない。<br/> 子どもが家庭復帰するにあたり、本人や保護者、児童相談所、居住する市町村などの関係機関と情報交換し協議している。家庭復帰後は担当職員が電話で近況を把握したり、行事に招いて状況把握に努めているが、家庭支援専門員が兼務であり、行事に来られない子どもの把握や家庭訪問ができない状態にある。また、入所から退所までの一連の流れの見直しを行っている中で、退所後の児童相談所と施設の役割分担等が明確でない課題を認識していることから、今後は支援体制を整える取組が期待される。</p> |  |          |
| A⑭  | <b>A-1-(8)-② できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。</b> | <b>a</b> |
| <p>評価者コメント14<br/> 高校進学が困難な子どもや高校中退の子どもへの措置継続や高校卒業後の措置延長を積極的に利用して継続して支援している。<br/> 高校退学(中退)及び不登校の対応について手順が示されている。措置延長の事例では、就職時の住まいが決まるまでの間、措置延長を行い、グループホームの入居に至ったケース、また、高専進学による措置延長を行う等、子どもの自立支援のために措置延長を積極的に活用している。</p>  |  |          |
| A⑮  | <b>A-1-(8)-③ 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。</b>    | <b>b</b> |
| <p>評価者コメント15<br/> 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援を行っているが、十分でない。<br/> 家庭的支援の薄い子どもの退所後の社会生活を想定したリービングケアとして、一定期間を決められた生活費で一人暮らし体験する自立生活訓練が高校3年生を対象に実施され、実施結果に基づき訓練期間を延長する取組がされている。今後は個々のニーズに沿って、自立の目標に向けた養育プログラムによる支援内容が、自立支援計画に反映する取組に期待したい。</p>  |  |          |

## A-2 養育・支援の質の確保

|  |  |          |
|--|--|----------|
| <b>A-2-(1) 養育・支援の基本</b>  |  | 第三者評価結果  |
| A⑯   | <b>A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。</b>             | <b>a</b> |
| <p>評価者コメント16<br/> 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。<br/> ユニット内の生活場面において、主に担当職員が要望ノートの活用や個別の聞き取りなどを行い、その様子をユニット日誌に入れ、職員間で共有している。心理的課題に対しては、心理療法担当職員がこれまで20人の子どもと面談を行い、そのかわりの中から得た情報は、他の専門職員と共有できる仕組みが構築されている。養育指針に基づき、子どもを理解し子どもとの信頼関係を築く取組を職員が身を持って実施している姿勢が評価できる。</p> |  |          |
| A⑰   | <b>A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。</b> | <b>a</b> |
| <p>評価者コメント17<br/> 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。<br/> 各ユニットで外出、外食、温泉など、子どもと職員が共に作り出す日常生活の中で実施されている。ユニットごとの予算内での裁量権を有し、日用品、トイレトーパー、洗剤など一緒に購入し子どもの好みに柔軟に対応できる体制が整えられている。</p>  |  |          |
| A⑱   | <b>A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。</b>  | <b>a</b> |
| <p>評価者コメント18<br/> 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。<br/> 3人の職員によるユニット体制で早番(6時～15時)、日勤(9時～18時)、遅番(13時～22時)業務する日常生活の中で、ユニット縦割り編成により子どもたち自身が自ら判断し行動する環境を職員が身を持って示している。子どもが自然とできるようになることで、自己肯定感を高めることができる職員の見守り支援に対する姿勢は高く評価できる。</p>                            |  |          |
| A⑲   | <b>A-2-(1)-④ 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。</b>                         | <b>a</b> |
| <p>評価者コメント19<br/> 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。<br/> 養育指針の保育計画に基づき、プレイルームで施設内の保育が実施され、幼稚園に通う5名の子どもが14時頃に戻ると、一緒に加わり活動する取組がされている。特別支援学級に12名が通級しており、長期休暇の前には担任との情報交換を行い、より細やかな配慮が必要な子どもには、担任と毎月情報交換する取組が行われている。</p>   |  |          |



|  |   |         |
|--|---|---------|
| A⑳   | A-2-(1)-⑤ 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。 | a       |
| <p>評価者コメント20</p> <p>秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。</p> <p>生活を通して自然な形で身に付く配慮がされており、ユニット入口のチャイム、戸を閉める、靴を揃える、回覧板を回す、ゴミを分別する等の行為が組み入れられている。ユニット縦割り編成により幼児もいるため、トイレや洗面台に台座を置く配慮もされている。日常生活でのルールは、自治会で話し合い確認する場が設けられている。</p>  |   |         |
| A-2-(2) 食生活  |   | 第三者評価結果 |
| A㉑   | A-2-(2)-① 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。                           | a       |
| <p>評価者コメント21</p> <p>食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。</p> <p>食事は厨房にて半調理の状態でごユニットに提供され、ユニットごとにご飯と味噌汁をつくり調理している。ユニットの状況に応じて給食職員が夕食の準備に入ること、食に関する知識を子どもに教えたり、一緒に食事する機会を設けている。専門職員もユニットに入り、子どもと一緒に食事をする機会があり、職員と子ども、子ども同士のコミュニケーションの場としても機能しており、和やかな雰囲気の中で食事が出来るよう工夫されている。</p>   |   |         |
| A㉒   | A-2-(2)-② 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。  | a       |
| <p>評価者コメント22</p> <p>子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。</p> <p>子どもの嗜好を把握するため、年2回嗜好調査が実施され、意向の把握に努めている。また、年4回子どもを交えての給食委員会が開催され、子どもの意見が献立に反映されている。栄養士や職員が食事を共にし、日常的に食事のマナーや偏食の支援を行っており、残食が見られなくなっている。子どもの年齢、疾病などの心身の状況、また体調など日々の健康状態に応じ、おかゆやうどん等柔軟に対応することができ、より家庭的な環境の中で食事の提供が行われている。</p>  |   |         |
| A㉓   | A-2-(2)-③ 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。                           | a       |
| <p>評価者コメント23</p> <p>子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。</p> <p>発達段階に沿った食育計画が立てられ、食生活を通して豊かな心を育むよう食育を推進している。月に1、2回自主献立日を設け、子どもと相談しながら献立をつくり、食材の買い物から調理まで職員と一緒にいき、調理技術を習得できるよう支援している。開園記念日には、郷土に伝わる餅料理を会食し食文化を学んだり、テーブルマナーを学ぶ機会を設け、食事マナーが習得できるよう支援が行われている。</p>   |   |         |
| A-2-(3) 衣生活  |   | 第三者評価結果 |
| A㉔   | A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。                 | a       |
| <p>評価者コメント24</p> <p>衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。</p> <p>「衣類等の管理・購入等に関するマニュアル」が定められ、衣類の枚数や留意事項、チェック、購入について明示され職員に周知されている。また、衣類管理票で一人ひとりの衣類の種類と枚数を確認し、不足分は必要に応じて購入している。衣類購入は、小中学生は担当職員と高校生は自分自身で、与えられた被服費内で購入できる機会が確保されており、TPOに合わせた身だしなみができるよう支援している。高校生は制服の衣替えやアイロンがけなどの衣生活の管理ができるよう支援が行われている。</p>   |   |         |
| A-2-(4) 住生活  |   | 第三者評価結果 |
| A㉕   | A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美されている。  | a       |
| <p>評価者コメント25</p> <p>居室等施設全体がきれいに整美されている。</p> <p>園舎は、平成25年7月に新築され、施設全体が整備されている。室内外は掃除が行き届き、明るく、花や子どもの絵画が飾られ、温かみのある環境になっている。各ユニットは壁に貼られた子どもの絵やテーブルクロスの色合いから、ユニットの特徴が伺え家庭的雰囲気が漂い、性別や年齢に応じて台所や洗面台に踏み台を置くなど使いやすいように工夫されている。前回の第三者評価で冷房設備の指摘を受け、平成28年5月に各ユニットのリビングと和室に冷房機器が整備されている。また、プレイルーム、地域交流ホール、職員食堂にも冷房機器が整備され、改善されている。毎週土曜日の午前中に職員と子どもたちでユニットの掃除を行い、居室の整理整頓、掃除等の習慣が身につくよう支援が行われている。</p> |   |         |



|  |  |         |
|--|--|---------|
| A②⑥  | A-2-(4)-② 子ども一人一人の居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。                  | a       |
| <p>評価者コメント26</p> <p>子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。小規模グループケアの1ユニット6名の子どもたちが家庭に近い環境の中で生活している。中高生は個室となっており、幼児と小学生は、和室で相部屋となっているが、小学生には一人ひとりの机が配置されており、家庭的でくつろげる空間が確保されている。幼児から高校生までの縦割り編成で、子どもの人間関係に配慮したグループ編成となっており、子どもが安全で安心して生活できる居場所となっている。</p>   |  |         |
| A-2-(5) 健康と安全  |  | 第三者評価結果 |
| A②⑦  | A-2-(5)-① 発達段階に応じ、身体の健康(清潔、病気、事故等)について自己管理ができるよう支援している。            | a       |
| <p>評価者コメント27</p> <p>発達段階に応じ、身体の健康について自己管理ができるよう支援している。養育指針に基づき、生活指導の6領域の中に基本的な生活習慣の習得を明記し、発達段階に応じた身体の健康について自己管理ができるよう支援が行われている。幼児期は、職員の支援により、規則正しい生活の土台作り、食・寝・出・活動がバランス良くできること、学童期は、その土台の上に健康的な生活が送れるよう基本的な生活習慣を獲得することを目標に支援が行われている。生活指導は、各ユニット内で、養育基準に基づいて職員間で統一した支援ができるようにしている。手洗いやうがいの励行について、子どものポスターがところどころに掲示されており、子どもに健康指導が周知されていることが伺える。平成28年7月に、健康・衛生マニュアルの見直しが行われ、より具体的な内容となっている。</p> |  |         |
| A②⑧  | A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。  | a       |
| <p>評価者コメント28</p> <p>一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。一人ひとりの子どもの心身の健康を管理するために「服薬の管理に関するマニュアル」を整備し、年度末には「病院受診についてのまとめ」を行い、子どもの健康状態の把握に努めている。健康上特別な配慮を要する子どもについては、看護師とユニット職員が、嘱託医と連携しながら対応している。嘱託医によるインフルエンザ予防の研修会や感染症対応の汚物処理実施研修が園内において実施され、職員間で医療や健康に関する学習会を開催し、知識を深める努力をしている。</p>   |  |         |
| A-2-(6) 性に関する教育  |  | 第三者評価結果 |
| A②⑨  | A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。 | b       |
| <p>評価者コメント29</p> <p>他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けているが、十分ではない。性教育委員会アクションプラン「生と性を考える」をテーマに幼児から職員まで、性プログラムを作成し、いのちの大切さや思いやりの心を育むよう性指導が行われている。幼児は男の子と女の子の違い、小学生は問診票の記入、看護師による性教育の講話、中高生は、乳児院での赤ちゃん抱っこ体験や外部講師による性教育を実施しており、年4回開催される委員会で振り返りが行われている。性プログラムが作成されているにもかかわらず、抽象的な表現の記述になっているため、より具体的な計画を用意し、取組を継続しながら、生に自信を持ちにくい子どもたちに性について正しい知識、関心が持てるよう更なる支援の充実に期待したい。</p>                    |  |         |
| A-2-(7) 自己領域の確保  |  | 第三者評価結果 |
| A③⑩  | A-2-(7)-① でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。                       | a       |
| <p>評価者コメント30</p> <p>でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。身につけるもの、日常的に使用するもの、日用品などは個人所有とし、でき得る限り子どもの好みを尊重している。幼児や年少児童は、片づけBOXや個々のおもちゃ箱などを用意し、個人の物を収納できるようにしている。中高生は個室が用意され、ロッカー、机等に所有物が保管できるよう整備されている。</p>   |  |         |
| A③⑪  | A-2-(7)-② 成長の記録(アルバム)が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。                | a       |
| <p>評価者コメント31</p> <p>成長の記録(アルバム等)が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。各ユニットごとにデジカメを用意し、子どもの成長の記録を残している。それを各担当者が、写真に現像してアルバムをつくり、1年の成長の記録として子どもの誕生日に手渡している。アルバムは年齢や状況に応じて個人が保管したり、家族に渡すなど、成長の過程を振り返ることができるようにしている。</p>  |  |         |

| A-2-(8) 行動上の問題及び問題状況への対応   |  | 第三者評価結果 |
|--|--|---------|
| A⑳   | A-2-(8)-① 子どもが暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。                   | b       |
| <p>評価者コメント32</p> <p>子どもの行動上の問題に対応しているが、問題状況の対応は十分でない。<br/>         ユニット制になり、子どもの暴力・不適応行動等の大きな問題は見られず、施設が子どもにとっての癒しの場となっていることが伺える。安全委員会の暴力やいじめの聞き取り調査を毎月実施しており、聞き取り調査結果の分析も行われている。暴力はいけないことを子どもたちに繰り返し伝え、定期的に子ども向けのCAPのワークショップを開催して暴力やいじめ、差別が生じないように対応している。</p>   |  |         |
| A㉑   | A-2-(8)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないように施設全体で取り組んでいる。              | b       |
| <p>評価者コメント33</p> <p>子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないように施設全体で取り組んでいる。<br/>         入所児童が安全で安心できる生活環境づくりを目的として安全委員会が設置されている。子どもの尊厳性の尊重と権利の擁護、最善の利益を追求していくために、職員、児童相談所、学校等の関係機関、地域の外部委員の連携のもと取組が定着しており、子ども間での暴力やいじめが発覚した場合は、職員全体で適切な対応ができる体制になっている。毎月1回施設内の危険箇所の点検を実施するとともに、死角箇所についても点検が行われている。職員の配置や勤務形態については、同じフロアの職員の協力や男子児童については男子職員が対応できるよう協力体制が取られている。</p>     |  |         |
| A㉒   | A-2-(8)-③ 虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。 | a       |
| <p>評価者コメント34</p> <p>保護者等からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で子どもの安全が確保されるように努めている。<br/>         「強引な引き取りの対応マニュアル」を策定し、保護者等からの強引な引き取りがあった場合は、児童相談所と連携しながら、職員が統一した対応が取れるよう体制を整備している。実際の対応事例はないが、机上訓練を実施し、マニュアルの確認が行われている。警察署とも、緊急時に協力を依頼できるよう、日ごろから連携を図っている。</p>  |  |         |
| A-2-(9) 心理的ケア  |  | 第三者評価結果 |
| A㉓   | A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。                          | a       |
| <p>評価者コメント35</p> <p>心理的なケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。<br/>         被虐待児童20人を対象に臨床心理士の資格を有する職員が心理療法を行っている。心理的な支援を必要とする子どもに対しては、自立支援計画に心理支援プログラムを取り入れている。また、心理療法で得られた子どもの様子は担当職員に伝えられ、日々の養育に活かされており、養育における職員間の連携が強化されるなど心理的支援が施設全体の中に有効に組み込まれている。心理療法室を設置し、心理担当業務手順書、標準業務マニュアル、心理療法実施要綱等も整備されている。</p>   |  |         |
| A-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等   |  | 第三者評価結果 |
| A㉔   | A-2-(10)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。                         | a       |
| <p>評価者コメント36</p> <p>学習環境の整備を行い学力に応じた学習支援を行っている。<br/>         子どもたちが静かに落ち着いて勉強できるよう地域交流室を学習室として用意し、学習時間を設定の上、学習環境の整備を行っており、小学生の学習習慣が定着している。定期的に学習支援委員会を開催し、小学生一人ひとりの学習能力の実態と課題を整理し、学習指導員を配置しながら学力に応じた学習支援に努めている。4月からは、中学生にも対象を広げ、学習ボランティアや大学生の学習支援員を採用し対応している。また、障がいを持つ12人の子どものために特別支援学校、特別支援学級等への通学を支援し、子どもの学習権を保障している。</p>                            |  |         |
| A㉕   | A-2-(10)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。                      | b       |
| <p>評価者コメント37</p> <p>子どもが進路の自己決定をできるように支援しているが、十分ではない。<br/>         進路については、担当職員が、子どもの意向を確認し、親、学校、児童相談所と協議し、自立支援計画に載せて、関係機関と連携しながら支援している。進路支援マニュアルに沿い、年間進路支援計画表をもとに支援が行われている。子どもの最善の利益や発達状況を考慮し、高校進学が困難な子どもや高校中退の子どもへの措置継続や措置延長を利用する等、フォローアップや適切な対応が行われている。今後、高校卒業後の進学を希望する子どもについては、奨学金などの経済的な援助の仕組みについて幅広く情報提供を行い、子どもが進路について自己決定できるようより支援の充実が望まれる。</p> |  |         |

|  |  |         |
|--|--|---------|
| A③⑧  | A-2-(10)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。  | b       |
| <p>評価者コメント38<br/> 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通じた社会経験の拡大に取り組んでいるが、十分ではない。<br/> 中学校や高校で職場実習を行っていることから、施設としては、学業やクラブ活動を優先しており、就職や進学等が決まれば、学校の許可を得てアルバイトを奨励している。また、自動車免許を卒園前に取得できるよう指導している。今後、社会自立に向けて、卒園までに取得できる資格や子どもの希望に応じてアルバイト等就労体験を積み、金銭感覚や生活スキル、メンタル面の支援を通して、社会の中で自己肯定感を保てるよう社会経験の拡大へ向けた取組に期待する。</p> |  |         |
| A-2-(11) 施設と家族との信頼関係づくり  |  | 第三者評価結果 |
| A③⑨  | A-2-(11)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。 | b       |
| <p>評価者コメント39<br/> 施設は家族との信頼関係づくりに取り組んでいるが、家族からの相談に応じる体制は十分ではない。<br/> 家族との関係は、担当職員が担っており、面会や外出、一時帰宅などの調整や施設の行事の連絡などは円滑に行われており、家族との継続的な関係づくりに取り組んでいる。しかし、平成28年度は、家庭支援専門相談員が兼任となっており、施設全体として家族関係調整、家族からの相談に応ずる体制が十分に機能していない状況にある。今後、家庭支援専門相談員の専任化を目指し(施設内で工夫しながら)、施設全体で家族関係調整、相談体制の整備づくりが求められる。</p> |  |         |
| A-2-(12) 親子関係の再構築支援  |  | 第三者評価結果 |
| A④⑩  | A-2-(12)-① 親子関係の再構築のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。           | b       |
| <p>評価者コメント40<br/> 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいるが、十分ではない。<br/> 親子関係の再構築に向けては、担当職員が担っており、児童相談所等の関係機関と協議し、連携しながら家庭復帰に向けて取組が行われている。しかし、親子関係再構築のための支援方針やプログラムが明確にされておらず、施設全体としての計画的な取組になっていない。今後、家族支援の核として家庭支援相談員の位置づけを明確にし、親子生活訓練の活用や家族療法事業の実施など、子どもと家族との関係回復に向けた支援の充実が求められる。</p>                  |  |         |
| A-2-(13) スーパービジョン体制  |  | 第三者評価結果 |
| A④⑪  | A-2-(13)-① スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。 | b       |
| <p>評価者コメント41<br/> スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいるが、十分ではない。<br/> 今年度は、幼児の関わりについて外部専門講師を招き職員を対象に年4回のスーパービジョンが予定されている。<br/> 園長、副園長がスーパーバイザーとしていつでも相談できる体制にあるが、主に各ユニット主任がチーム支援の体制として機能している。今後は、自立支援計画の作成・進行管理や職員の指導等を行う基幹的職員が配置されていることから、位置づけを明確にし、より効果的なスーパーバイズ体制の構築が望まれる。</p>             |  |         |